住所　埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根908番地25
申東秀　昭和59年3月18日生
住所　千葉県成田市並木町8番地2
朴龍一　昭和39年1月20日生
住所　千葉県八街市八街ほ801番地1
尹汝賢　昭和51年3月5日生
住所　千葉県習志野市大久保2丁目19番24号
朱美華　昭和52年1月12日生

○外務省告示第二十三号

平成二十三年一月二十一日にコトヌで、ベナン共和国における「村落環境整備計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　村落環境整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億六百万円
3　署名者
日　本　側　番場正弘在ベナン大使
国際連合開発計画側　ナルドス・ベケレ・トーマス在ベナン事務所代表

平成二十三年二月三日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第二十四号

平成二十三年一月二十一日にニューデリーで、インドにおける「ポリオ撲滅計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ポリオ撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　一億九千二百万円
3　署名者
日　本　側　堂道秀明在インド大使
国際連合児童基金側　カリン・フルショフ在インド事務所代表

平成二十三年二月三日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第二十五号

平成二十三年一月二十日にジャカルタで、プルイット排水機場緊急改修計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　プルイット排水機場緊急改修計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　七千四百万円
3　贈与の供与期限　平成二十五年六月三十日まで
4　署名者
日　本　側　塩尻孝二郎在インドネシア大使
インドネシア側　ハムザ・タイブ外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長

平成二十三年二月三日

外務大臣　前原　誠司

○農林水産省告示第三百十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年十二月二十二日　第八十七号
二　登録認定機関の名称及び住所
社団法人中央畜産会　東京都千代田区外神田二丁目十六番二号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
生産情報公表牛肉及び生産情報公表豚肉
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
生産情報公表牛肉にあっては国内及び外国
生産情報公表豚肉にあっては国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
東京都千代田区外神田二丁目十六番二号

○農林水産省告示第三百十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年十二月二十二日　第八十八号
二　登録認定機関の名称及び住所
社団法人中央畜産会　東京都千代田区外神田二丁目十六番二号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
地鶏肉
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
東京都千代田区外神田二丁目十六番二号

○農林水産省告示第三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県府中市栗柄町字市郷良三七三の二、字名字八五十　二四七二、二四七三、字名字谷二四七六、上下町小堀字屏風一二五九、一二六〇、一二六一の一、一二六二、庄原市東城町小奴可字山ノ神七〇の一、字平岩五〇二の一、五〇三の一、五〇三の二、東城町福代字中風呂三五四、三六〇の二、三六一、高野町和南原字毛無山一五五（次の図に示す部分に限る。）、一五七の一、福山市神辺町大字東中条字土井五四、五五、神石郡神石高原町上豊松字中間谷荒神奥一一三、一一四、字中間谷日名山二五七六の一、二五七九、二五八九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道函館市双見町四の一地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町油木字入谷甲二八一七の二、甲二八六八、甲七一七二の二、三次市吉舎町辻字中辻五九四の一、布野町上布野字川平三七〇の八
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字入谷甲二八一七の二、甲二八六八、甲七一七二の二、字中辻五九四の一・字川平三七〇の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁並びに三次市役所及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）